

前回からの動き

(1) キセラ川西エコまち運用基準について

○運用開始までの経緯

平成 25 年度

平成 26 年 3 月 5 日 第 6 回エコまち協議会開催

↓ (加筆・修正)

平成 26 年 3 月 31 日 運用基準 策定

↓

平成 26 年度

平成 26 年 4 月 1 日 キセラ川西エコまち運用基準 運用開始

○運用基準をもとにした協議方法について

事前協議時 : 事前協議申請書に添付の計画調書をもとに協議 (資料 1-1-1)

工事完了時 : 工事完了報告書およびチェックリストをもとに協議 (資料 1-1-2)

(2) 建築行為等の手続条例の運用状況について

平成 26 年 4 月 1 日の運用基準の運用開始後、各地権者等と建築行為のあるものについて、協議を開始。

■現在の事前協議申請状況

- ・指定建築物 : 5 件
- ・一般建築物 : 5 件 (内 1 件 仮設建物→運用基準への配慮は不要)
- ・倉庫 : 1 件

→ 協議申請 計 11 件 (内、協議完了 10 件)

※地区内での建築状況

1 工区内の事務所 1 軒と、2 工区内の住宅 2 軒が工事完了に近づいている状況

様式第2号 (第3条関係)

事前協議書

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例第6条の規定により、事前協議を申請します。 <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> 川西市長 大塩 民生 様 <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏 名 ㊟ 連絡先</p>		
1. 建築行為等の位置	底地番	
	仮換地	阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業 街区 画地
2. 施行地区	A. 豊川橋山手線・せせらぎ遊歩道沿道地区 B. せせらぎ遊歩道ゲート地区 C. 火打滝山線・小花滝山線沿道地区 D. その他の地区	
3. 施行区域面積	m ²	
4. 建築物の用途区分	1. 指定建築物 2. 倉庫 3. 指定建築物及び倉庫以外の建築物	
5. 建築行為等の内容		
6. 施行予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
7. 代理者連絡先	住所 氏 名 連絡先	
※ 記載欄	協議完了年月日 平成 年 月 日	※ 受付欄

- 備考
- 1 添付図書を添付し、2部（正1部 副1部）提出してください。
 - 2 2欄、及び4欄については該当するものを囲んでください。
 - 3 5欄には建築行為等の内容、用途、構造、面積等を記入してください。
 - 4 太枠内のみ記入し、※欄は記入しないでください。

調書1 (第3条関係)

運用基準計画調書 (低炭素まちづくり分野に関する協議事項)

※1 右の吹き出しに従い、①②に記入を行ってください。
 ※2 対象区分にある「●」および「S」に該当する項目が協議事項(配慮する事項)となります。
 ※3 取り組む内容が基準を満たすことがわかるよう採用する機器の仕様書の添付や、又は図面に明記するなどしてください。

①対象区分
 下の3つの区分の内該当するものを囲んでください。
 ※区分は運用基準 p9 参照

②申請者記入欄
 対象区分から「●」および「S」の印のある項目を確認し、そのうち取組を行う項目について、チェックおよび実施内容を記入してください。
 ※基準を満たすことがわかるよう機器の仕様書等の添付や図面への明記をして下さい。

項目	運用基準 <small>※各基準の解説は運用基準の冊子(右列のページ)を参照のこと</small>	解説掲載ページ	点数	① 対象区分			② 申請者記入欄		※ (事務局欄)
				指定建築物	一般建築物	倉庫	チェック	実施内容 (具体的な取組内容を記入してください)	
(1) エネルギー	低炭素化・省エネ化への配慮をア～オのうち3つ以上実施(※倉庫は1つ以上実施)	p16	1	●	●	●	—		
	ア:断熱性能について一定基準以上を採用						<input type="checkbox"/>		
	イ:冷暖房機器に省エネ機器を採用						<input type="checkbox"/>		
	ウ:照明器具に省エネ機器を採用						<input type="checkbox"/>		
エ:給湯設備に省エネ機器を採用	<input type="checkbox"/>								
オ:その他動力や衛生器具などに省エネ機器を採用	<input type="checkbox"/>								
2	適切なエネルギーに関する設備の導入や運用を行うため、見える化機器の設置やサービスの導入	p26	1	●	●	S	<input type="checkbox"/>		
3	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入	p27	2	●	●	S	<input type="checkbox"/>		
4	災害時における地域へのエネルギー供給等に関する検討の実施	p29	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
(2) パッシブ	パッシブ機能として、ア、イのうち1つ以上を実施	p30	1	●	●	—	—		
	ア:照明設備に代わり、太陽光を利用した自然採光システムを計画						<input type="checkbox"/>		
イ:空調設備に代わり、冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムを計画。	<input type="checkbox"/>								
(3) CASBEE	CASBEE評価項目の内、次の項目を満足	p35	最大2	●	S	S	—		
	ア:CASBEE評価において、Aランク以上またはライフサイクルCO2評価が80%以下である		(1)	(S)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/>		
	イ:CASBEE評価において、B+ランクである		(1)	(●)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/>		
(4) 認定建築物低炭素	低炭素建築物に関する、次の項目を満足	p36	最大3	S	S	S	—		
	ア:低炭素建築物の認定を取得		(2)	(S)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/>		
	イ:低炭素建築物の認定基準における8つの選択項目のうち、1項目にヒートアイランド対策に関する項目を選択		(1)	(S)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/>		
(5) 低炭素交通	8 基準駐車台数以上の駐車台数を敷地内あるいは周辺地区に確保しない	p37	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
	9 敷地内に川西市開発行為等指導要綱に規定されている自転車等駐輪台数を確保	p38	1	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
	10 低炭素な移動手段の利用促進として、EV・PHVの充電設備などを設置	p39	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
(6) モニタリング	11 エリア毎のエネルギー消費量の開示への同意	p40	2	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
	12 年間のエネルギー別消費量の報告	p40	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
	13 主要な用途別エネルギー消費の報告	p40	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
	14 地域住民等(住民、来訪者、子どもなど)への環境、エネルギー、防災に関する学習機会の場や情報の提供	p41	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
	15 公共交通利用促進策・自転車利用促進策の実施	p42	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
	16 EV・PHVの導入	p43	1	●	S	S	<input type="checkbox"/>		
	17 設備更新に関する計画の有無	p43	1	●	—	—	<input type="checkbox"/>		
	18 表彰制度の活用	p44	1	●	S	S	<input type="checkbox"/>		

調書2 (第3条関係)

運用基準計画調書 (緑・景観分野に関する協議事項) 1

- ※1 右の吹き出しに従い、①②に記入を行ってください。
- ※2 対象区分にある「●」に該当する項目が協議事項(配慮する事項)となります。
- ※3 取り組み内容が基準を満たすことがわかるようにその内容について図面に明記するなどしてください。

①対象区分
下の4つの区分の内該当するものを囲んでください。
※区分は運用基準 p10 参照

②申請者記入欄
対象区分から「●」印のある項目を確認し、そのうち取組を行う項目について、チェックおよび実施内容を記入してください。
※基準を満たすことわかるようにその内容について図面に明記して下さい。

項目	運用基準		解説掲載ページ	点数	① 対象区分				② 申請者記入欄		※ (事務局欄)	
	※各基準の解説は運用基準の冊子(右列のページ)を参照のこと				A 豊川橋山 手せせら ぎ遊歩道 沿道地区	B せせらぎ 遊歩道 ゲート地 区	C 火打滝山 線・小花 滝山線沿 道地区	D 左記以外 の地区	チェック	実施内容 (具体的な取組内容を記入してください)		
(1) 配置・高さに関する事項	基準量	1	豊川橋山手線沿道においては、D/H≥1となるよう、壁面位置を後退させるとともに高さを抑える。	p45	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/>		
		2	せせらぎ遊歩道線沿道においては、D/H≥1.5となるよう、壁面位置を後退させるとともに高さを抑える。	p45	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
	2	1	敷地のうち豊川橋山手線に接する部分は、敷地面積300㎡以上では3m以上、同300㎡未満では1m以上壁面位置の後退を行う。※1	p46	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/>		
		2	敷地のうちせせらぎ遊歩道に接する部分は、1m以上の壁面位置の後退を行う。	p46	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
	基準性	3	1	主要な視点場である網延橋橋上、県道川西篠山線の交差点及び火打2丁目交差点からの五月山・釣鐘山等の山並みへの眺望に配慮し、壁面位置を後退させるとともに高さを抑える。	p47	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/>	
			2	せせらぎの見通しの確保や歩行者の圧迫感の軽減に配慮し、壁面位置を後退させるとともに高さを抑える。	p47	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
			3	沿道の連続性あるまちなみ形成に向けて、隣接する建築物との連続性に配慮する。	p47	1	-	-	●	●	<input type="checkbox"/>	
		4	1	豊川橋山手線に接する敷地では、豊川橋山手線側に建築物の正面を向ける。	p49	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/>	
			2	せせらぎ遊歩道に接する敷地では、せせらぎ遊歩道側に建築物の正面を向ける。	p49	1	-	●	-	-	<input type="checkbox"/>	
	(2) 意匠に関する事項	基準性	5	屋根は傾斜屋根あるいは陸屋根とする。傾斜屋根の場合、その勾配は原則として4寸勾配(約22°)とする。 ※2	p50	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6			長大な壁面は分節化し、圧迫感を軽減する。	p51	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
7			太陽光発電施設は周辺への影響に留意した上で、道路沿いに掲出し、積極的に見せるようにする。	p51	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
8			夜間の景観についても考慮し、低炭素化の取り組みに留意しながら、間接照明の導入など地区の魅力的な夜間景観の創出に向けた取り組みを行う。	p52	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
9			環境共生のまちとしての先導的な景観形成、新しいまちとして実感できる景観形成を図るための配慮を行う。	p53	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
(3) 色彩に関する事項	基準量	1	外壁等の基調色(概ね外壁等の7割程度)の範囲は、マンセル表色系で下記の通りとする。 ※3 ・色相5Rから10YRまで:明度6~8かつ彩度1~3 ・色相10YRを超えて10Yまで:明度6~8かつ彩度1~2 ・その他の色相:明度6~9かつ彩度1以下	p54	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
		2	外壁等の補助色(概ね外壁等の1~2割程度)の範囲は、マンセル表色系で下記の通りとし、かつ基調色との明度差2以内とする。 ※4 ・色相5Rから10YRまで:明度6~8かつ彩度4以下 ・色相10YRを超えて10Yまで:明度6~8かつ彩度4以下 ・その他の色相:明度6~9かつ彩度2以下 ※着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。		1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
		3	強調色(概ね外壁等の数%程度)にキセラ川西のCIカラーを用いる。		1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
	基準性	11	1 歩いて楽しい通り空間となるよう、低層部(1~2階)に補助色・強調色を用いる。 2 高層部(6階以上)では強調色は用いない。	p58	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/>		
					1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		

- ※1 3mは道路構造令における自転車歩行者道相当。1mは歩行者が通行できる程度。
- ※2 五月山、釣鐘山の山並み勾配を計測すると概ねこの程度(22°程度)であり、山並みと調和した景観形成が可能となる。
- ※3 川西市駅前地区都市景観形成指導基準による。(同基準によれば「自然景観色の変化が美しく見える彩度範囲のもの」と規定されている)
- ※4 兵庫県景観条例に基づく大規模建築物等景観基準(低層住宅地景観ゾーン)による。

運用基準計画調書(緑・景観分野に関する協議事項) 2

項目	運用基準		解説掲載ページ	点数	① 対象区分				② 申請者記入欄		※ (事務局欄)	
	※各基準の解説は運用基準の冊子(右列のページ)を参照のこと				A 豊川橋山 手せせら ぎ遊歩道 沿道地区	B せせらぎ 遊歩道 ゲート地 区	C 火打滝山 線・小花 滝山線沿 道地区	D 左記以外 の地区	チェック	実施内容 (具体的な取組内容を記入してください)		
(4) 建築物のその他 に関する事項	基準量	12-1	太陽光発電施設の設置角度は、傾斜屋根の場合は屋根勾配にあわせる。それ以外は30°以下とする。ただし、壁面に設置する場合を除く。	p59	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
		12-2	太陽光発電施設の設置にあたっては、同一建築物内での整列等、調和を図るとともに、隣接する建築物間でも可能な限り設置位置・方法を揃えるなどの配慮を行う。	p59	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
	基準性	13	付帯設備等は周囲から見えにくい位置とする、建築物と一体的な意匠とする、建築物の外部に露出しないようにする遮へい措置等を講じる。	p60	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
		14	駐車場を設置する場合は、道路等から駐車車両が見えにくくなるよう、配置や植栽等に配慮する他、グラスパーキングとするなど緑化を施す。	p60	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
(5) 緑化・オープンスペース に関する事項	基準量	15-1	間口緑視率(%)を30%以上確保する。	p61	2	●	●	-	-	<input type="checkbox"/>		
		15-2	間口緑視率(%)を20%以上確保する。		2	-	-	●	●	<input type="checkbox"/>		
		16	壁面位置の後退を行った敷地の50%以上を緑化する。 ※1	p65	1	●	●	-	-	<input type="checkbox"/>		
	基準性	17-1	東西方向の緑の連続性を確保するため、また、緑陰効果によりヒートアイランド現象を緩和するため、高木を植栽する。	p65	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/>		
		17-2	地区のゲート機能を確保するため、また、緑陰効果によりヒートアイランド現象を緩和するため、高木(シンボルツリー)を植栽する。		1	-	●	-	-	<input type="checkbox"/>		
	基準性	18	1	歩いて楽しい通りとすべく、低木や花卉などの多層的な緑化を取り入れる。	p66	1	●	●	●	-	<input type="checkbox"/>	
			2	交差点部においては、人がたまることのできる空地を設けるとともに、重点的に緑化を行う。		1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
			3	せせらぎ遊歩道沿いで整備される植栽と同じ樹種を取り入れる。		1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
			4	四季の移ろいや彩り、匂いが感じられるような緑化、地域の植生に配慮した緑化、生態系にも配慮した緑化を取り入れる。		1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
	(6) 屋外広告物・サイン に関する事項	基準量	19	屋外広告物の一敷地あたりの総量は以下の通りとする。ただし、定量基準21、定性基準22-1・2、23を遵守の上、表示内容にキセラ川西のロゴマークを取り入れた場合は、以下の総量×1.5倍とすることができる。 ・延床面積500㎡未満:20㎡以下 ・延床面積500㎡以上:(延床面積)÷100+20㎡以下かつ200㎡以下 ※2	p70	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
20			サインに、キセラ川西のロゴマーク、CIカラーを用いる。	p70	2	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
21			屋上広告、自家用でない建植広告・野立広告、および電光表示広告物は掲出ししない。	p71	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>		
基準性		22-1	地色を反転させるなどし、建築物と一体的な意匠とする。	p72	1	●	●	-	-	<input type="checkbox"/>		
		22-2	交差点部に設置位置をまとめ、大きさを揃える、もしくは集合化する。		1	●	●	-	-	<input type="checkbox"/>		
23	屋外広告物の照明は、漏れ光に対する配慮や適正な照度・輝度の設定、発光方式の選択、人工光使用総量の削減のための工夫などにより、周辺の景観への悪影響を避ける。	p73	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>				
(7) リモニタ グタ	24	植栽を良好な状態に保つための維持・管理を行う。	p73	1	●※3	●※3	●※3	●※3	<input type="checkbox"/>			

※1 豊川橋山手線沿いなら3m壁面後退のうちの半分、せせらぎ遊歩道線沿いなら1m壁面後退の半分を緑化する。

※2 延床面積に応じて総量の上限を設定する。その上で、他の基準の遵守による緩和規定を設ける。

※3 敷地面積が1,000㎡以上の建築物の敷地(「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」における緑地の誘導基準の対象)を対象とする。

工事完了報告書

手続条例第6条により協議を行った建築行為(受付 第 _____ 号)について、
工事が完了したので報告します。この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違
ありません。

川西市長 様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

【1. 事前協議時からの変更】

【1-1】 事前協議時に添付した図面の変更について

- 変更なし
 変更あり → 下記に変更内容を記載

図面名称	変更内容

【1-2】 事前協議時に添付した調書1、2に記入した内容の変更について

- 変更なし
- 変更あり → 下記に変更内容および変更により配慮ができなくなったものについては、その変更理由を記載

変更項目 (記入例) 調書 2 - (6) - 21	配慮についての変更内容		
	変更前 〔有：配慮あり〕 〔無：配慮なし〕	変更後 〔有：配慮あり〕 〔無：配慮なし〕	配慮ができなくなった理由
調書 - () -	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
調書 - () -	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
調書 - () -	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
調書 - () -	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
調書 - () -	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
調書 - () -	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【2. 添付図書】

【2-1】 この報告書に必ず添付が必要な図書

- 完了届（土地区画整理法第76条による市様式第2号）
- 完了時チェックシート①、②-1、②-2
- チェックシートにおいて必要となる添付図書
- 写真
- ・建築物の外観写真（建物四周ができる限り写ったもの）
 - ・通りからの景観写真（植栽等確認できるように）
 - ・配置の確認できる写真（敷地境界杭と建築物等の関係を写した現地写真）
- 委任状（代理者による報告書の提出を行う場合）

【2-2】 1-1において変更ありとした場合、添付が必要な図書

- 変更後の図面（変更箇所を赤囲みで示す）

（注意）

- ① 【1-1】【1-2】の□には、該当するものについてチェックしてください。
- ② 【2-1】の□には、添付を確認の上、必ずチェックしてください。
- ③ 【2-2】については、該当する場合に□にチェックしてください。

完了時チェックリスト① (低炭素まちづくり分野に関する協議事項)

記入方法 (必ず下記に従って記載してください)

- 対象区分から「●」印のある項目を確認し、その項目についてチェック①の「有」「無」にチェックしてください。
- チェック①で「有」にチェックしたものについて、添付図書例・記載内容例を参考に適合していることが明示できていることが確認できれば、チェック②にチェックしてください。(「有」にチェックした項目すべてにチェックが入っていることを確認してください。)
※事前協議時に提出済みで、工事完了までに図面やその内容に変更のない場合は、「協議時提出済」にもチェックしてください。
- チェック②で添付した図書(図面除く)については、どの項目に対応した図書かわかるように、(添付NO)欄に番号を振り、その番号を添付図書にも記載して:

項目	適用基準	対象区分			届出者記入欄				解説掲載頁	点数	※事務局欄
		指定 建築物	一般 建築物	倉庫	配慮した事項		図書の添付等				
					チェック① (有:配慮あり 無:配慮なし)	実施内容 ※添付図書でわかる場合は 空欄で構いません。	チェック②(添付No) ※各添付図書に添付No を記載のこと	添付図書例・記載内容例 ※適合が確認できれば 下記以外でも可			
(1) エネルギー	低炭素化・省エネ化への配慮をア~オのうち3つ以上実施	●	●	●					P16	1	□
	ア: 断熱性能について一定基準以上を採用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	CASBEEスコアシート、住宅性能評価書、長期優良住宅認定書			
	イ: 冷暖房機器に省エネ機器を採用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□				
	ウ: 照明器具に省エネ機器を採用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	CASBEEスコアシート、統一省エネレベル、基準適合のわかるカタログや仕様書			
	エ: 給湯設備に省エネ機器を採用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□				
	オ: その他動力や衛生器具などに省エネ機器を採用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□				
戸建住宅	ア: CASBEE-新築(簡易版) "Q1-2.1.3外皮性能"および"LR1-1熱負荷抑制"がレベル3以上				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	CASBEEスコアシート			
	イ: CASBEE-新築(簡易版) "LR1-3設備システムの効率化"がレベル3以上(※小規模な事業所等は上記戸建の基準でも可)				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□				
2	適切なエネルギーに関する設備の導入や運用を行うため、見える化機器の設置やサービスの導入	●	●	S	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	導入機器のカタログ、仕様書	p26	1	□
	3 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入	●	●	S	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	設置位置の図示、及び導入機器のカタログ、仕様書、	p27	2	□
	4 災害時における地域へのエネルギー供給等に関する検討の実施	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	検討の実施内容のわかるもの	p29	1	□
	(2) パッシブ	パッシブ機能として、ア、イのうち1つ以上を実施	●	●	-					p30	1
5	ア: 照明設備に代わり、太陽光を利用した自然採光システムを計画				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	CASBEEスコアシート、計画した取組がわかる図面			
(3) CASBEE	イ: 空調設備に代わり、冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムを計画。				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□				
	6	CASBEE評価項目内の、次の項目を満足	●	S	S				CASBEEにおける評価結果	最大2	□
	ア: CASBEE評価において、Aランク以上またはライフサイクルCO2評価が80%以下である	(S)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□				
イ: CASBEE評価において、B+ランクである	(●)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□					
(4) 認定建築物	7	低炭素建築物に関する、次の項目を満足	S	S	S				p36	(2)	□
	ア: 低炭素建築物の認定を取得	(S)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し			
(5) 低炭素交通	イ: 低炭素建築物の認定基準における8つの選択項目のうち、1項目にヒートアイランド対策に関する項目を選択	(S)	(S)	(S)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	基準適合根拠となる算定式および図面明記、適合証	(1)	□	
	8 基準駐車場台数以上の駐車場台数を敷地内あるいは周辺地区に確保しない	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	基準台数以下であることわかる算定根拠	p37	1	□
	9 敷地内に川西市開発行為等指導要綱に規定されている自転車等駐輪台数を確保	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	基準台数以上であることわかる算定根拠、駐輪位置を図示	p38	1	□
(6) モニタリング	10 低炭素な移動手段の利用促進として、EV・PHVの充電設備などを設置	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	設置位置を図示	p39	1	□
	11 エリア毎のエネルギー消費量の開示への同意	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		—	—	p40	2	□
	12 年間のエネルギー別消費量の報告	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		—	—	p40	1	□
	13 主要な用途別エネルギー消費の報告	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		—	—	p40	1	□
	14 地域住民等(住民、来訪者、子どもなど)への環境、エネルギー、防災に関する学習機会の場や情報の提供	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	取り組む予定の内容を記載	p41	1	□
	15 公共交通利用促進策・自転車利用促進策の実施	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	実施する内容を記載	p42	1	□
	16 EV・PHVの導入	●	S	S	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	導入する内容を記載	p43	1	□
	17 設備更新に関する計画の有無	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	計画書(設備更新計画ができていない場合)	p43	1	□
	18 表彰制度の活用	●	S	S	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→□	活用する表彰制度の予定が決まっている場合はその表彰制度を記載	p44	1	□

完了時チェックリスト②-1 (緑・景観分野に関する協議事項)

項目	運用基準	対象区分				届出者記入欄		解説掲載頁	点数	※事務局欄														
		A	B	C	D	配慮した事項					図書の添付等													
		豊川橋山手線沿道地区	せせらぎ遊歩道沿道地区	火打滝山・小滝山地区	淀川川外地区	チェック① (有：配慮あり 無：配慮なし)	実施内容 ※添付図書でわかる場合は空欄で構いません。				チェック②(添付No) ※各添付図書に添付Noを記載のこと	添付図書例・記載内容例 ※適合が確認できれば下記以外でも可												
(1)	基本基準	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	基準適合根拠となる算定式および図面明示	p45	1	<input type="checkbox"/>												
		2	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>					後退距離の図面明示	p46	1	<input type="checkbox"/>								
	2	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	設計意図を実施内容欄等に記載、写真	p47	1	<input type="checkbox"/>												
		2	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>					設計意図を実施内容欄等に記載、写真	p47	1	<input type="checkbox"/>								
	3	1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	設計意図を実施内容欄等に記載、写真	p47	1	<input type="checkbox"/>												
		2	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>					設計意図を実施内容欄等に記載、写真	p47	1	<input type="checkbox"/>								
	基本特性	3	-	-	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	配置図	p49	1	<input type="checkbox"/>												
		1	●	-	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>					配置図、立面図、写真	p49	1	<input type="checkbox"/>								
		2	-	●	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>									配置図	p49	1	<input type="checkbox"/>				
		4	-	-	●	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>													配置図	p49	1	<input type="checkbox"/>
4		-	-	-	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	配置図																
5	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	配置図		p49	1	<input type="checkbox"/>													
(2)	基本基準	5	●	●	●	●						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	立面図	p50	1								
		6	●	●	●	●						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>				平面図、立面図、設計意図を実施内容欄等に記載	p51	1	<input type="checkbox"/>				
		7	●	●	●	●						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>								平面図、立面図、写真	p51	1	<input type="checkbox"/>
		8	●	●	●	●		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	設計意図を実施内容欄等に記載、写真											
		9	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	設計意図を実施内容欄等に記載、写真	p53	1	<input type="checkbox"/>												
基本特性	10	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>						外観写真、マンセル値の記載、カダログ	p54	1								
		2	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>									外観写真、立面図(外壁の仕様を記載)	p58	1	<input type="checkbox"/>				
		3	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>													外観写真、立面図	p58	1	<input type="checkbox"/>
		11	●	-	-	-	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>					外観写真、立面図											
		2	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済→ <input type="checkbox"/>	外観写真、立面図	p58	1	<input type="checkbox"/>												

完了時チェックリスト②-2 (緑・景観分野に関する協議事項)

項目	運用基準	対象区分				届出者記入欄		解説掲載頁	点数	※事務局欄		
		A	B	C	D	配慮した事項					図書の添付等	
		豊川橋山手線沿い地区	せせらぎ遊歩道沿い地区	大行苑山・小行苑山地区	その他	チェック① (有：配慮あり 無：配慮なし)	実施内容 ※返付図書でわかる場合は 空欄で構いません。				チェック②(添付No) ※各添付図書に添付No を記載のこと	添付図書例・記載内容例 ※適合が確認できれば 下記以外でも可
(4)	建築物のその他 に 関 する 事 項	1	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	立面図	p59	1	<input type="checkbox"/>
		12	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	配置図、平面図、写真	p60	1	<input type="checkbox"/>
		13	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	配置図、平面図、写真	p60	1	<input type="checkbox"/>
		14	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	配置図、植栽計画図、写真	p60	1	<input type="checkbox"/>
(5)	緑化・オープンスペース に 関 する 事 項	1	●	●	—	—	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	配置図、植栽図、適合根拠 となる算定式、写真	p61	2	<input type="checkbox"/>
		15	—	—	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>		p61	2	<input type="checkbox"/>
		16	●	●	—	—	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	配置図、立面図、植栽図、 適合根拠となる算定式、写 真	p65	1	<input type="checkbox"/>
		1	●	—	—	—	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	配置図、植栽図、写真	p65	1	<input type="checkbox"/>
		17	—	●	—	—	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>		p65	1	<input type="checkbox"/>
		1	●	●	●	—	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	配置図、植栽図、樹種リス ト、写真	p66	1	<input type="checkbox"/>
		2	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>		p66	1	<input type="checkbox"/>
		3	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>		p66	1	<input type="checkbox"/>
		4	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>		p66	1	<input type="checkbox"/>
		(6)	屋外広告物・サイン に 関 する 事 項	19	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	設置写真 屋外広告物の姿図、立面図 適合根拠となる算定式	p70
20	●			●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	設置写真、サイン姿図、配 置図	p70	2	<input type="checkbox"/>
21	●			●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	現地写真	p71	1	<input type="checkbox"/>
1	●			●	—	—	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	設置写真、立面図	p72	1	<input type="checkbox"/>
2	●			●	—	—	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	設置写真、配置図、立面図	p72	1	<input type="checkbox"/>
23	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> () ※協議時提出済— <input type="checkbox"/>	設計意図の記載、夜間の写 真	p73	1	<input type="checkbox"/>		
(7)	モニタ リ ン グ	24	●	●	●	●	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	—	p73	1	<input type="checkbox"/>	

※1 豊川橋山手線沿いなら3m壁面後退のうちの半分、せせらぎ遊歩道沿いなら1m壁面後退の半分以上を緑化する。
 ※2 延床面積に応じて総量の上限を設定する。その上で、他の基準の遵守による緩和規定を設ける。
 ※3 敷地面積が1,000㎡以上の建築物の敷地（「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」における緑地の誘導基準の対象）を対象とする。

キセラ川西の計画について

項目	状況
1 商標登録	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出願手続き完了 (H26.9.16) ・ 区分: 新35類、新36類、新41類 ・ 商標: ロゴマーク+「キセラ川西」「KiseLa Kawanishi」 ・ H26年度末ごろに登録完了予定
2 ロゴマークガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドライン案作成済・内容確認中 ・ 申請書類、フロ運用フローの作成
3 PR計画(無料バージョン)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無料で行えるPRを実施 ・ 名刺テンプレート作成 ・ 庁内電子掲示板に「キセラ川西ニュース」の掲載 ・ 電子メール用署名テンプレート作成 ・ キャッチコピー案作成 ・ ホームページ作成
4 PR計画(有料)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原価がかかるPR計画 ・ 工事車両、ごみ収集車に貼付するマグネットシール作成 ・ ヘルメット添付用シール ・ 工事車両用フラッグ ・ 横断幕
5 設備関連(中央公園)	<p>市制施行60周年記念事業にて「3年後にできる中央公園で したいことを絵に描こう！」プロジェクトを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市内の小学校1・2年生に絵を募集 ・ 152通応募あり ・ 優秀作品を公園のサインに使用、全作品を万能ベイに期間 限定で掲示予定
6 設備関連(その他)	<p>中央公園やせせらぎ遊歩道をはじめ、その他一般歩道等に 街灯フラッグを掲示(検討中)</p>

参考資料：低炭素まちづくり計画策定市町の目標設定およびその背景

自治体名		策定期期	市域面積 (km ²)	人口(人)	計画区域 (ha)	目標項目	目標値	設定理由	モニタリング
長野県	小布施市	平成 25 年 3 月	99	43,569 (平成 26 年 3 月)	54	都市機能集約による省エネルギー化	約 15.2 千 m ² 、1,614 t-CO ₂ /年 の削減	特に記載なし	具体方策については特に記載なし (2 年毎に確認)
						集約駐車場施設の整備	約 19.8 千 m ²		
						建築物の新改築による省エネルギー化	約 33.6 千 m ²		
						都市公園の緑化推進による CO ₂ 吸収	約 0.55ha、0.9 t-CO ₂ /年 (吸 収量)		
北海道	下川町	平成 25 年 3 月	644	3,507 (平成 26 年 3 月)	156	集約地域内人口(市街地外から地区内への 人口集中)	134 人増		5 年ごとに各施策の実施状況を集 約、下川町総合計画審議会におい て確認 出来るだけ定量的な情報を収集
						自動車交通	109t-CO ₂ 減 (12%減)		
北海道	名寄市	平成 26 年 3 月	535	29,173 (平成 26 年 3 月)	1,052	都市機能の集約化	345t-CO ₂ /年削減	<ul style="list-style-type: none"> ・施策効果を見込まない単純な推計値と比して、 計画区域外の夜間人口、昼間人口のそれぞれ 20%が、集約地域に移転・集積することを想定 し算出 ・平成 24 年の乗車率 (5.66 回/人・年) がそのま ま維持される場合と比して、バス利用者数の増 加に向けた施策効果により、0.1 回/人・年ずつ 利用率が増加すると想定し設定 	具体方策については特に記載なし
						公共交通の利用促進	25t-CO ₂ /年削減		
鹿児島市	薩摩川内市	平成 26 年 3 月	684	46,903 (平成 26 年 4 月)	400	次世代エネルギー等の導入拡大	約 140,000t-CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入想定量 	具体方策については特に記載なし (5 年毎に確認)
						エネルギー需要の効率化	約 16,000 t-CO ₂		
						低炭素型の輸送機材及び公共交通運行ル ートへの代替・導入促進	約 1,000 t-CO ₂		
						市への環境施策要望、中心市街地の空洞化 といった市民課題等の解決目標の設定			

自治体名		策定期期	市域面積 (km ²)	人口 (人)	計画区域 (ha)	目標項目	目標値	設定理由	モニタリング
滋賀県	近江八幡市	平成 26 年 3 月	177.39	82,279 (平成 26 年 4 月)	1031 集約 = 4 拠点	定量的な設定なし (ただし、施策効果および目標の目安を記載)		<ul style="list-style-type: none"> 自動車交通から公共への転換が促進され、二酸化炭素排出量削減 エコカーの普及促進による削減 (2 割がエコカーになると想定) 新築時における建築物の低炭素化 戸建から集合住宅への転換による低炭素化 緑地の保全及び推進による削減 太陽光パネルの設置による削減 	各施策の取組状況及び必要な情報データを収集し、進捗状況を毎年確認
						<官庁街の再整備 (公共施設、商業施設、住宅)>			
						床面積	官庁街の再整備		
						人口密度	滋賀県の DID 人口密度平均値 (約 6 千人/km ²)		
						CO ₂ 排出量	運輸部門:-0.9 千 t 民生部門:-0.7 千 t		
						一人当たりの排出量	運輸部門: -0.01t 民生部門: -0.01t		
						賑わいの増加	歩行者量の増加		
						<都市機能の集約化 (公共施設、医療・福祉施設、商業施設等)>			
						床面積	現在築 30 年以上の都市機能の集約		
						人口密度	滋賀県の DID 人口密度平均値 (約 6 千人/km ²)		
						CO ₂ 排出量	運輸部門:-1.9 千 t 民生部門:-7.5 千 t		
						一人当たりの排出量	運輸部門: -0.02t 民生部門: -0.09t		
						賑わいの増加	歩行者量の増加		
						愛知県	安城市		
歩いて暮らせるまちづくり	628.7 t-CO ₂ /年								
「市街地整備・区画整理事業」満足度 39%									
環境負荷の小さい都市交通の推進	321.3 t-CO ₂ /年								
	<ul style="list-style-type: none"> あんくるバス利用者数を 30 万人とする 自転車の分担率を 30%とする 「公共交通」満足度 57% 「自転車の利用促進」満足度 47% 								
緑あふれるまちづくり	8.5 t-CO ₂ /年								
	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の緑被率 24.0%とする 「緑化・良好な景観形成」満足度 60% 「公園・緑地の整備」満足度 54% 								
新エネルギー利用の普及促進	239.6 t-CO ₂ /年								
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電普及率を (市域全体で) 6.0%とする 「地球環境」満足度 51% 								

自治体名		策定期	市域面積 (km ²)	人口(人)	計画区域(ha)	目標項目	目標値	設定理由	モニタリング
愛知県	長久手市	平成25年5月	21.54	52,913 (平成26年3月)	21	削減割合	30%、2,373t-CO ₂ /年	ベースケース(対策を行わない)場合より、対策レベル(1~3)、導入率(10~50%)部門・ゾーン別に設定し、想定される削減量を設定	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り実際の計測結果に基づき、目標値と実績値との比較を行う 集約化可能なHEMS、BEMSシステムの導入と情報提供による住民同意の取得による常時継続的なエネルギー使用量の把握 電力、ガス会社の協力と情報提供に関する住民同意の取得による定期的なエネルギー使用量の把握 住民協力により定期的に乗車利用状況を把握 その他アンケート、ヒアリング等により環境面以外の価値創出状況を把握
愛知県	東郷町	平成26年3月	18.03	42482 (平成26年3月)	53	削減割合	22,000t、約27%	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、商業・利便、業務、交通の分野別に設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅(毎年) <ul style="list-style-type: none"> 東郷セントラル地区における、住宅各戸のスマートメーター等のデータ収集により、エネルギー消費量を把握し、目標の達成状況を把握。 東郷セントラル地区における新築着工(土地区画整理法第76条第1項に基づく許可)時点で、導入メニュー(建築性能による断熱対策、太陽エネルギーの利用など)の採用状況を確認し、導入率を把握。 ○商業・利便施設(毎年) <ul style="list-style-type: none"> 商業事業者から提供されるエネルギー消費量を把握し、目標の達成状況を確認。 ○業務(毎年) <ul style="list-style-type: none"> 集約拠点地区の業務は、公共施設が主体のため、地球温暖化防止実行計画(事務事業)を策定した上で、計画的な目標管理を実施。(本計画では、CO₂削減対象としていないため、削減量の上乗せとなります。) ○交通(中間、計画終了時) <ul style="list-style-type: none"> バスターミナルが開設する、中間評価時点、計画終了時点において、バスの利用実態調査などを実施し、自動車から公共交通等への転換率を確認。
東京都	江東区	平成25年10月	39.99	487846(平成26年3月)	110	定量的には設定せず	—	—	—
埼玉県	志木市	平成26年8月	9.06	71,859 (平成26年8月)	市全域	2030年市全体(うち本計画が担う目標) ※基準年2010年(1990年と2010年の排出量がほぼ同じため基準年を2010年とする)	20% (5.8%)削減	<ul style="list-style-type: none"> 国の目標値や環境モデル都市の削減目標を参考に、全体目標値を設定 本計画は、市の行政が担っている都市計画が関連する民生(家庭・業務)部門、運輸部門の部を対象としているため、全体削減量のうち約3割を本計画の取り組みの目標値に設定 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング指標、関連指標例(パーソン、自動車保有台数、公共交通利用者数電力・ガス販売量、自動車やエネルギーの利用状況等のライフスタイルの行動変化をアンケート等で収集)
						2050年市全体(うち本計画が担う目標)	60% (5.8%)		
北九州市	平成26年3月	489.6	963,598	北九州市(平成26年8月)	「都心・副都心」、「生活支援拠点」の計12箇所	長期目標(2050年)	830万トン(市民一人あたり約10.2トン削減※)(50%相当)	「北九州市環境モデル都市行動計画」で定めた全市的な削減目標値を目指していく	具体方策については特に記載なし(毎年確認)
					中期目標(2030年)	530万トン(市民一人あたり約5.6トン削減※)(30%相当)			
					本計画期間2014~2018年の目標	100万トン(市民一人あたり約1.1トン削減※)(6%相当)			

自治体名		策定期	市域面積 (km ²)	人口(人)	計画区域(ha)	目標項目	目標値	設定理由	モニタリング
茨城県	守谷市	平成 26 年 7 月	35.63	64,043 (平成 26 年 8 月)	・市街化区域全 域(約 985ha) ・集約区域:守 谷駅周辺(約 141ha)	平成 35 年度(2023 年度)ま での短期計画の目標	・約 28 万 t-CO ₂ /年 (低炭素まちづくり をしない場合:約 33 万 t-CO ₂ /年)	・運輸、業務、家庭部門別に 各取組効果から算出	具体方策については特に記載なし(毎年確認)
						平成 45 年度(2033 年度)ま での中期計画の目標	約 23 万 t-CO ₂ /年(低 炭素まちづくりをし ない場合:約 36 万 t-CO ₂ /年)		
以下参考									
柏の葉スマートシティ		—	—	計 画 人 口 26,000 人	柏北部中央地 区一体型特定 区画整理事業 約 273ha	・快適性を高めながら、CO ₂ 削減のための長期的なビ ジョンを形にした「ロードマップ」を策定。 ・技術の進歩を見据えながら、2030 年の排出量削減 率 60%を目標に低炭素化 (2014 年-21%、2020 年-42%、2025 年-50%)	・快適性を高めながら、CO ₂ 削減のための長期的なビ ジョンを形にした「ロー ドマップ」を策定。	・ AEMS (エリアエネルギー管理システム) 導入 柏の葉スマートセンターで、住宅や商業施設、オフィスなどの電力使 用状況を見守り、暮らす人や働く人により効果的な省エネのための情 報を配信。また災害時には電力の融通も担います。	

今年度のスケジュール

	7	8	9	10	11	12	1	2	3
エコまち協議会				○ 第1回	○ 第2回			○ 第3回	
交通部会				○ 第1回	○ 第2回			○ 第3回	
<ul style="list-style-type: none"> 低炭素まちづくり計画改訂作業 キセラ川西エコまち運用基準 ver2 作業 	<ul style="list-style-type: none"> 計画改訂条件整理、改訂構成案の作成 運用基準 ver2 作成方針 			<ul style="list-style-type: none"> 計画改訂案の作成 運用基準 ver2、ラベリングの検討 		パブリックコメント		最終案作成	
モニタリングに関する検討・協議									→
建築行為等の手続条例に基づく事前協議									→

協議会の議題について

第1回：

<議事> 今後の10年間のロードマップおよび今年度のスケジュール、川西市中央北地区低炭素まちづくり計画改訂について、キセラ川西エコまち運用基準について

<報告> 交通部会の開催について、CIの運用について、その他当地区のまちづくりについて

第2回：

<議事> 改訂案について、モニタリングについて、交通部会について、ラベリングについて <報告> CIの運用について

第3回：

<議事> 改訂最終案について、キセラ川西エコまち運用基準（改訂案について）、ラベリングについて、モニタリングについて、交通部会について

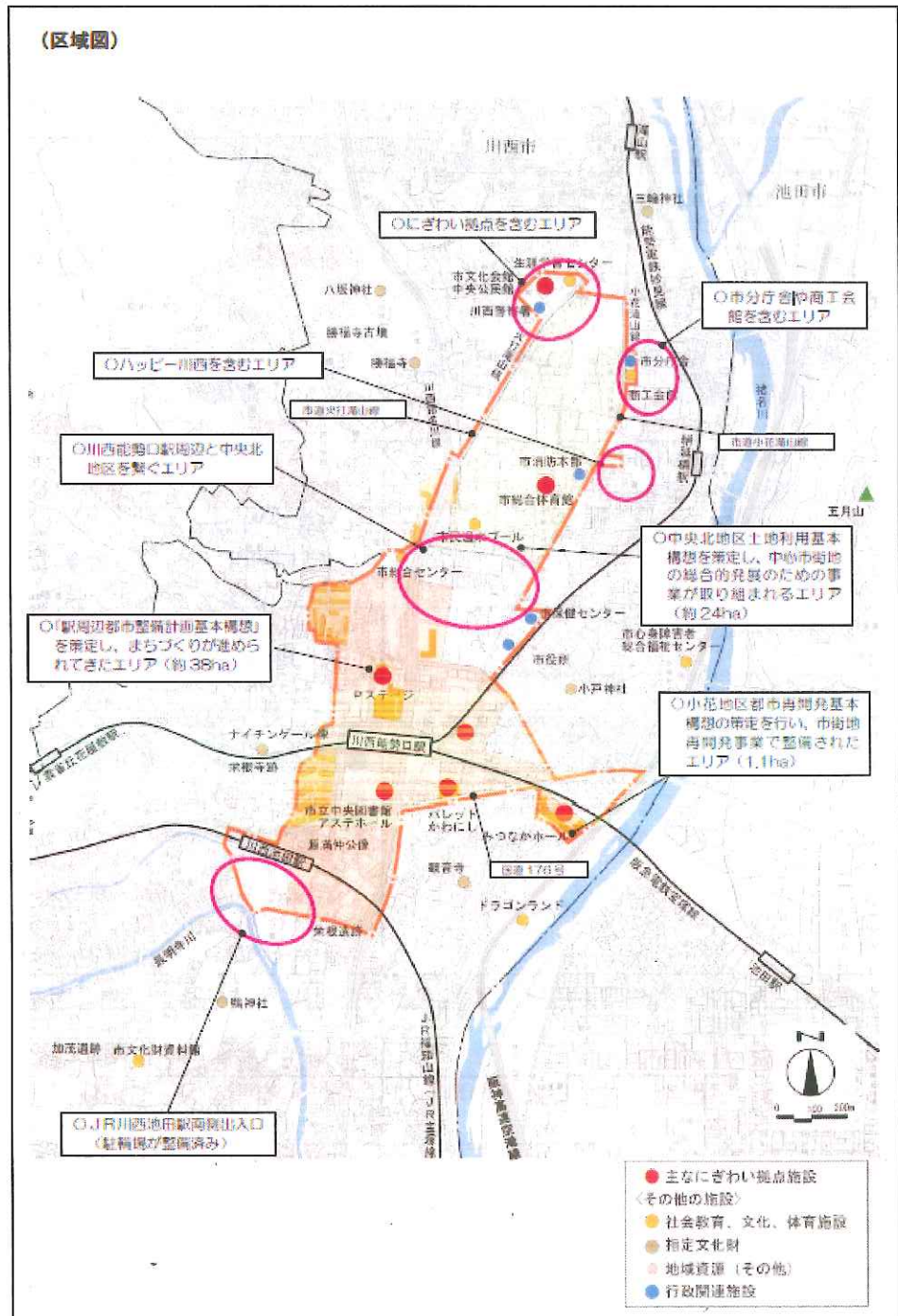
川西中央北地区低炭素まちづくり計画改訂について

— 改訂の構成および目標設定について —

1. 計画区域および集約地域

本計画の計画区域は中心市街地活性化区域である川西能勢口駅周辺及び小花地区の一部の区域と、中央北地区を包括する約80haとします。

また、本市の低炭素化を促進するためのモデル的な区域として、中心市街地活性化区域に含まれ、阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の事業区域である、約22.3haを集約地域とします。



2. 名称について

川西市中央北地区低炭素まちづくり計画 として、変更なし

3. 計画の対象分野について

本計画の対象分野を以下の 5 分野とします。

なお、集約地域については 5 分野全てを対象とし、集約地域以外の計画区域については、交通分野のみを対象とします。

○都市機能の集約化 ○交通 ○建築物 ○みどり ○エネルギー

4. 計画の構成について

目次	改訂案 ※赤字が変更点
第 1 章 低炭素まちづくり計画策定の背景および基本的事項	
第 1 節 都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨と概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針を記載しているため基本的には、修正せず。 ・最新資料、情報等は適時追加
1.都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨	
2.本法律で創設される制度および特例	
第 2 節 計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂の背景を記載 (交通分野について、計画区域を広げることを記載)
第 3 節 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運用基準追加 ・低炭素まちづくり計画の構成を修正
1.計画の位置づけと役割	
2.計画の対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・対象分野は 5 部門 ・集約地域について、集約都市構造、交通、建築、みどり、エネルギーを対象とし、計画区域は交通分野を対象とする。
3.計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域：中心市街地活性化区域 ・集約地域：22.3ha ※変更せず
4.計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・変更せず
第 2 章 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」基本方針 → “基本方針”	
第 1 節 目標および基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●将来ビジョン：修正せず ●目標 →修正 ●方針：文言は修正せず。 ・目標の目安について、都市構造分野・交通分野（交通部会の議論と連動）、みどり分野、建築分野については運用基準と整合性を図り、修正を行う。 ・エネルギー分野は修正せず。
第 3 章 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」実行計画 → “具体的な取り組み”	
第 1 節 計画区域における取り組み	
追加 1. 計画区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化区域に関する事項記載
追加 2. 計画の目標を達成するための事項 ↓節等は以降修正	<ul style="list-style-type: none"> ・交通部門について記載（←交通部会での検討事項を追加）
追加 3. 取り組みの具体像	<ul style="list-style-type: none"> ・交通部門について記載（←交通部会での検討事項を追加）
第 2 節 集約地域における取り組み	
1. 集約地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・修正せず（運用基準や進捗状況との整合性ははかる）
2. 計画の目標を達成するための事項	<ul style="list-style-type: none"> ・修正せず（運用基準や進捗状況との整合性ははかる）
3. 取り組みの具体像	<ul style="list-style-type: none"> ・修正せず（運用基準や進捗状況との整合性ははかる）
第 4 章 計画推進のために	
第 1 節 事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正を行う。 ・施工年度予定図 → 土地利用図に変更 (←施工年度は随時変更する可能性があるため。)
第 2 節 計画の達成状況の評価に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議論の進捗状況にあわせて、修正を行う。 (詳細は運用基準に定めることとする。)
第 3 節 各主体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者の取り組みを追加

5. 目標設定について

●国の目標値の変遷

【2020年に向けて】

- ・2009年：1990年比2020年25% 国際公約
- ・2013年：原発の稼働ゼロを前提に2020年「2005年比3.8%減」 ※現時点での目標
 ※2020年以降の新たな枠組みは、2015年のCOP21までに採択。
 ※2050年先進国80%削減に向けて、2030年には着実に進展が必要。

＜上記目標の性格＞

- 原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標です。
- 今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定します。

＜既存の目標との比較＞

- 本目標は、現政権が掲げる経済成長を遂げつつも、世界最高水準の省エネを更に進め、再エネ導入を含めた電力の排出原単位の改善、フロン対策の強化、二国間オフセット・クレジット制度、森林吸収源の活用など、最大限の努力によって実現を目指す野心的な目標です。
- 単純には比較できないものの、いわゆる京都目標等既存の目標と原発の削減効果を見込まずに比較した場合、本目標は足下で進展してきた省エネ等の効果を踏まえた相当程度良い数字です。

（参考）

一定の前提を置いて、原発の削減効果を見込まずに比較した場合、1997年策定のいわゆる京都目標（2008～2012年）は2005年比で+4.0%、2009年策定の中期目標（2020年）は2005年比で+2.1%。

＜国連への手続＞

- 従来、国連気候変動枠組条約事務局に登録していた25%削減目標を撤回し、上記の性格を有する目標であることを条件として、3.8%削減目標に登録しています。

●他市の設定例（P5参照）

- ・各市町の目標設定として、タイプとしては以下の3つに分かれる。
 - 限定したエリア：検討されている施策効果の積み上げ
 - 全体：国の目標等考慮しバックキャストイングと施策効果の積み上げ
 - 先行計画の目標参照

●川西市低炭素まちづくり計画改訂における目標設定の考え方（案）

＜考え方＞国の目標を依存せずに、下記の通り設定を行う。

- ・全体：各分野別に設定した目標を積み上げた目標とする。

分野	考え方
都市集約構造、交通	・交通部会での検討を踏まえ設定（交通部会より提案）。
建築	・指定建築物：現状のまま（目標の目安を目標）とし、想定値を算出。 ・指定建築物以外：運用基準、国際的な長期的な削減目標や推計値を考慮し（国立環境研究所70%削減目標に向けた対策など）設定を行う。 ・エネルギー消費量を基本とし、CO ₂ 削減効果も想定値を算出。
みどり	・運用基準と連動させ、CO ₂ 効果は想定値（あくまで目安）を算出。
エネルギー	・現行のままとし、CO ₂ 効果は算出せず（目標として以前より導入規模は設定していないため）

<参考：現行計画の目標および基本方針>

国の基本方針を受け、本市の低炭素化を促進するためのモデル的な地区である本地区が目指す将来ビジョンおよび目標、各分野の方針・目標の目安を下記に示します。

【将来ビジョン】低炭素や省エネに配慮した持続可能なまち

低炭素化や省エネに配慮して、「持続可能なまちづくり」に向けて、定住魅力を高めていくような、多世代が交流し、「安全で安心して住み続けられる居住環境の整備」を進めていくことが必要となります。

【目 標】国の温暖化効果ガス削減目標（90年比20%削減相当※）と同等レベルの低炭素化を目指す

【方針1：都市構造分野】

現在の都市構造を活かしたコンパクトなまちへの誘導

集客機能、公益機能、高齢社会に対応した医療、福祉など市民生活サポート機能、住宅機能を集積し、誰もが安全・安心して暮らせ、環境負荷も少ないまちへの誘導を行い、コンパクトシティの実現をめざします。

<目標の目安>歩行者、自転車の通行量、地区内のバス乗降客数等が前年より増加する（人・台/年）。

【方針2：交通分野】

公共交通、低炭素端末交通手段を守り育て低炭素な移動を確保

モビリティマネジメントなど中長期を見据えた公共交通を守り育てる取り組みとともに、公共交通への誘導と自転車、電気自動車等の環境に配慮した端末交通手段のモデル的な取り組みの誘導をめざします。

<目標の目安>居住者の地域移転後の交通部門に関する排出量が地域移転前と比べて90年比マイナス20%相当分となる削減量をめざす。

【方針3：建築分野】

自然エネルギー活用や景観配慮による魅力的な低炭素建築物への転換

自然エネルギー・人（建築技術）・ストックを活かした低炭素建築物（環境配慮建築物）へ転換し、快適で魅力的なサステナブルな建築物の普及の指針となるようなまちの形成をめざします。

<目標の目安>省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量を10%以上削減する。
（一定の規模以上の建築物対象）

【方針4：みどり分野】

みどりを育み、感じられるまち

みどりの積極的な配置を進めるとともに、緑視率に配慮し、みどりの「見える化」を行うことで居住者や来訪者がみどりを意識し、感じるができるまちの形成をめざします。また、市民参加による緑化活動の推進など市民とともにみどりを育むまちをめざします。

<目標の目安>開口緑視率（%）を10%確保する。（一部15%。詳細はP28参照）

【方針5：エネルギー分野】

エネルギーを感じられ、災害時に一定のエネルギーが確保されるまち

再生可能エネルギー等の導入を進めるとともに、エネルギーの「見える化」を行うことで居住者や来訪者が省エネルギー化を意識し、感じるができるまちの形成をめざします。また、災害時に一定のエネルギーを確保することをめざします。

<目標の目安>全てのゾーンに再生可能エネルギーを導入する。

※国の目標が見直された時点で、本計画の目標の見直しも行います。

キセラ川西運用基準 運用に関する方針

【運用における現状】

○申請状況

- ・ 指定建築物： 5
- ・ 一般建築物： 5（内 1件 仮設建物→運用基準への配慮は不要）
- ・ 倉庫： 1

○運用する上で一部修正・追加が必要な箇所あり

- ・ CASBEE2014年版等最新情報の反映
- ・ 解説、担当者説明ツールの追加
- ・ 実態にあわせた運用基準の変更が必要な箇所の精査

○ラベリングの実施に向けた精査

- ・ 特に景観部門についての取扱い。
- （市民への分かりやすさと公平性の両立）

【今後の方針(案)】

○分析の実施

- ・ 提出書類に加え、完了時において取り組めなかった理由をアンケート実施。分析を行う。

○キセラ川西運用基準 ver2 へのバージョンアップ

- ・ 基準については、ラベリングと連動するため、今年度中に方針を固める。
- ・ その他、事例等の追加、Q&Aの作成などは随時行う。

キセラ川西運用基準 運用状況について とりまとめサンプル

凡例 ◎：はじめから満たす
○：協議により基準を満たす
×：協議後も満たさず

1 指定建築物

分野	NO	運用基準	解説掲載ページ	点数	指定建築物(基準)	◎	○	×	適用外
(1) エネルギー	1	低炭素化・省エネ化への配慮をア～オのうち3つ以上実施(※倉庫は1つ以上実施) ア:断熱性能について一定基準以上を採用 イ:冷暖房機器に省エネ機器を採用 ウ:照明器具に省エネ機器を採用 エ:給湯設備に省エネ機器を採用 オ:その他動力や衛生器具などに省エネ機器を採用	p16	1	●	2件	2件		
	2	適切なエネルギーに関する設備の導入や運用を行うため、見える化機器の設置やサービスの導入	p26	1	●	2件		2件	
	3	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入	p27	2	●	1件		3件	
	4	災害時における地域へのエネルギー供給等に関する検討の実施	p29	1	●	1件		3件	
(2) パッシブ	5	パッシブ機能として、ア、イのうち1つ以上を実施 ア:照明設備に代わり、太陽光を利用した自然採光システムを計画 イ:空調設備に代わり、冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムを計画。	p30	1	●	2件		2件	
(3) CASBEE	6	CASBEE 評価項目の内、次の項目を満足 ア: CASBEE 評価において、A ランク以上またはライフサイクル CO2 評価が 80%以下である イ: CASBEE 評価において、B+ランクである	p35	最大 2	●				
				(1)	(S)	1件			
				(1)	(●)		1件	2件	
(4) 認定低炭素建築物	7	低炭素建築物に関する、次の項目を満足 ア: 低炭素建築物の認定を取得 イ: 低炭素建築物の認定基準における8つの選択項目のうち、1項目にヒートアイランド対策に関する項目を選択	p36	最大 3	S				
				(2)	(S)	2件			
				(1)	(S)	2件			
(5) 低炭素交通	8	基準駐車場台数以上の駐車場台数を敷地内あるいは周辺地区に確保しない	p37	1	●			1件	3件
	9	敷地内に川西市開発行為等指導要綱に規定されている自転車等駐輪台数を確保	p38	1	●	4件			
	10	低炭素な移動手段の利用促進として、EV・PHV の充電設備などを設置	p39	1	●	1件		3件	
(6) モニタリング(既築・入居後)	11	エリア毎のエネルギー消費量の開示への同意	p40	2	●	2件	2件		
	12	年間のエネルギー別消費量の報告	p40	1	●	2件		2件	
	13	主要な用途別エネルギー消費の報告	p40	1	●	2件		2件	
	14	地域住民等(住民、来訪者、子どもなど)への環境、エネルギー、防災に関する学習機会の場合や情報の提供	p41	1	●	1件	1件	2件	
	15	公共交通利用促進策・自転車利用促進策の実施	p42	1	●			3件	1件
	16	EV・PHV の導入	p43	1	●	1件		3件	
	17	設備更新に関する計画の有無	p43	1	●	1件		3件	
	18	表彰制度の活用	p44	1	●		1件	3件	

キセラ川西運用基準 運用状況について とりまとめサンプル

凡例 ◎：はじめから満たす
 ○：協議により基準を満たす
 ×：協議後も満たさず

2 一般建築物

分野	NO	運用基準	解説掲載ページ	点数	一般建築物(基準)	◎	○	×	適用外
(7) エネルギー	1	低炭素化・省エネ化への配慮をア～オのうち3つ以上実施(※倉庫は1つ以上実施) ア:断熱性能について一定基準以上を採用 イ:冷暖房機器に省エネ機器を採用 ウ:照明器具に省エネ機器を採用 エ:給湯設備に省エネ機器を採用 オ:その他動力や衛生器具などに省エネ機器を採用	p16	1	●	4件		1件	
	2	適切なエネルギーに関する設備の導入や運用を行うため、見える化機器の設置やサービスの導入	p26	1	●	3件		2件	
	3	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入	p27	2	●	1件		4件	
	4	災害時における地域へのエネルギー供給等に関する検討の実施	p29	1	—				
(8) パッシブ	5	パッシブ機能として、ア、イのうち1つ以上を実施 ア:照明設備に代わり、太陽光を利用した自然採光システムを計画 イ:空調設備に代わり、冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムを計画。	p30	1	●	3件		2件	
(9) CASBEE	6	CASBEE 評価項目の内、次の項目を満足 ア: CASBEE 評価において、A ランク以上またはライフサイクル CO2 評価が 80%以下である イ: CASBEE 評価において、B+ランクである	p35	最大 2	S				
				(1)	(S)				
				(1)	(S)				
(10) 認定低炭素建築物	7	低炭素建築物に関する、次の項目を満足 ア: 低炭素建築物の認定を取得 イ: 低炭素建築物の認定基準における8つの選択項目のうち、1項目にヒートアイランド対策に関する項目を選択	p36	最大 3	S				
				(2)	(S)				
				(1)	(S)				
(11) 低炭素交通	8	基準駐車場台数以上の駐車場台数を敷地内あるいは周辺地区に確保しない	p37	1	—				
	9	敷地内に川西市開発行為等指導要綱に規定されている自転車等駐輪台数を確保	p38	1	●	1件	2件	2件	
	10	低炭素な移動手段の利用促進として、EV・PHV の充電設備などを設置	p39	1	—				
(12) モニタリング(既築・入居後)	11	エリア毎のエネルギー消費量の開示への同意	p40	2	●	2件	2件	1件	
	12	年間のエネルギー別消費量の報告	p40	1	—				
	13	主要な用途別エネルギー消費の報告	p40	1	—				
	14	地域住民等(住民、来訪者、子どもなど)への環境、エネルギー、防災に関する学習機会の場や情報の提供	p41	1	—				
	15	公共交通利用促進策・自転車利用促進策の実施	p42	1	—				
	16	EV・PHV の導入	p43	1	S				
	17	設備更新に関する計画の有無	p43	1	—				
	18	表彰制度の活用	p44	1	S				

キセラ川西運用基準 運用状況について とりまとめサンプル

凡例 ◎：はじめから満たす
 ○：協議により基準を満たす
 ×：協議後も満たさず

3 倉庫

分野	NO	運用基準	解説掲載ページ	点数	倉庫(基準)	◎	○	×	適用外
(13) エネルギー	1	低炭素化・省エネ化への配慮をア～オのうち3つ以上実施(※倉庫は1つ以上実施) ア:断熱性能について一定基準以上を採用 イ:冷暖房機器に省エネ機器を採用 ウ:照明器具に省エネ機器を採用 エ:給湯設備に省エネ機器を採用 オ:その他動力や衛生器具などに省エネ機器を採用	p16	1	●			1件	
	2	適切なエネルギーに関する設備の導入や運用を行うため、見える化機器の設置やサービスの導入	p26	1	S				
	3	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入	p27	2	S				
	4	災害時における地域へのエネルギー供給等に関する検討の実施	p29	1	—				
(14) パッシブ	5	パッシブ機能として、ア、イのうち1つ以上を実施 ア:照明設備に代わり、太陽光を利用した自然採光システムを計画 イ:空調設備に代わり、冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムを計画。	p30	1	—				
(15) CASBEE	6	CASBEE 評価項目の内、次の項目を満足 ア: CASBEE 評価において、A ランク以上またはライフサイクル CO2 評価が 80%以下である イ: CASBEE 評価において、B+ランクである	p35	最大 2	S				
				(1)	(S)				
				(1)	(S)				
(16) 認定低炭素建築物	7	低炭素建築物に関する、次の項目を満足 ア:低炭素建築物の認定を取得 イ:低炭素建築物の認定基準における8つの選択項目のうち、1項目にヒートアイランド対策に関する項目を選択	p36	最大 3	S				
				(2)	(S)				
				(1)	(S)				
(17) 低炭素交通	8	基準駐車場台数以上の駐車場台数を敷地内あるいは周辺地区に確保しない	p37	1	—				
	9	敷地内に川西市開発行為等指導要綱に規定されている自転車等駐輪台数を確保	p38	1	●			1件	
	10	低炭素な移動手段の利用促進として、EV・PHV の充電設備などを設置	p39	1	—				
(18) モニタリング(既築・入居後)	11	エリア毎のエネルギー消費量の開示への同意	p40	2	●		1件		
	12	年間のエネルギー別消費量の報告	p40	1	—				
	13	主要な用途別エネルギー消費の報告	p40	1	—				
	14	地域住民等(住民、来訪者、子どもなど)への環境、エネルギー、防災に関する学習機会の場や情報の提供	p41	1	—				
	15	公共交通利用促進策・自転車利用促進策の実施	p42	1	—				
	16	EV・PHV の導入	p43	1	S				
	17	設備更新に関する計画の有無	p43	1	—				
	18	表彰制度の活用	p44	1	S				

キセラ川西運用基準 課題リスト

課題		対応(案)
時点修正の必要		
低炭素	・CASBEE2014 版への対応	・対応
解説の追加や運用での対応が必要		
景観 (調書 2) No. 5 解説 p50	【屋根のこう配が 4 寸勾配】 ・標準仕様が 4.5 寸勾配のハウスメーカーがある。 ・陸屋根よりも傾斜屋根の方が景観上推奨のはずが陸屋根であれば基準を満たすという不公平性がある。 ⇒経緯としては、幅をはじめは持たせていた案であったが、明快にした方が分かりやすいという点からも上記のような基準に。	・傾斜屋根とした場合の基準とする。 ・ラベリングの運用を要検討
低炭素 (調書 1) No. 16 等 解説 p9, p13	【対象について】 ・指定建築物に公共施設全てが含まれているが、小規模のものには不利な点が多い(負担が大きいと考えられる)	・実現性が難しい項目を洗い出して、ラベリング時での例外基準(仮)などを検討。 例: 交番等でのEV・PHV充電設備、EV導入について“負担”ではなく、機能的に可なのか精査
低炭素 (調書 1) No. 1 解説 p16	【300m² 以上の非住宅について】 ・一覧表に欄を設ける。	・対応
景観 (調書 2) No. 15 解説 p61	【間口緑視率について】 ・30%、20%は厳しいとの声を多く聞かれる。 ・区画道路などメインではない道路のみ接する場合も20%でよいか。 ・2面もしくは3面で道路と接する場合の考え方について整理が必要。考え方が示されていないため、指導に苦慮している。	・宅地で駐車場確保必要な場合、間口の考え方に注釈をつけるなどの対応も考えられる。 ・ただし、上記の場合は、基準の緩和になるため、代替案などセットでの検討が必要か？ ・個別を検証し、解説追加などを検討。
景観 (調書 2) No. 5	【間口緑視率について】 ・アメニティ軸(せせらぎ遊歩道～文化会館前線)、ふれあい軸(豊川橋山手線)がどこかわ	・精査

課題		対応 (案)
解説 p50	<p>かるようにこの項目の解説に図示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、アメニティ軸、ふれあい軸、せせらぎ遊歩道沿いは間口緑視率30%、その他の通り沿いは20%と明記。とするか？ ・火打滝山線なども20%？ <p>○正面について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りの優先順位を考えてほしい。 <p>たとえば、4工区の敷地であると、火打滝山線が正面となるが、文化会館前線やせせらぎの方が優先順位高いのでは？</p>	
全般	<p>【窓口開設ツール整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CABEE 抜粋版、景観などのイメージ写真など、説明に苦慮する項目がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での解説の際に活用できる事例やツールなどを整理する。
景観 (調書2) No. 18 解説 p66	<p>【緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化18-3 <p>「せせらぎ遊歩道に接する部分については、せせらぎ遊歩道…」 追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追記
低炭素 (調書1) No. 15 解説 p42	<p>【公共交通利用促進策等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定建築物のうち、すべてについて適用させるのがよいのか。規模の小さいものなど、実現が非常に難しいと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用除外できる考え方やもしくは、小さいものでもできることを示す。
ラベリングについて		
解説 p11	<p>【★1つの幅の表現について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギリギリ★2この人と、頑張ったけど3つに届かず★2つの人との努力の差を評価できるような★の基準に修正できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、点数化して、星2つ半などの表現の仕方もあったが、分かりやすいさなどから、星1個単位の評価になった。 ・ラベリング検証の中で、事例を示しながら検討し、具体案を作成する。

	課題	対応(案)
解説 P11, 12	【ラベリングの発行について】 ・協議会で審査して★をつけてはどうか。 ・景観について、定性評価項目について判断に困る。	以下を整理して具体案を検討。 低炭素と景観、それぞれについて検討を行う。 ・市で発行 :協議会に比べると発行がスムーズ(随時)となる。一方、要綱や審査経過などの情報回の対象となる。 ・協議会発行 :年数回で評価の時期が限られる 一案:市で一定のルールに基づき審査を行い、エコまち協議会で年1回程度くらいでラベリング評価について承認を行うものとし、その後認定プレートを協議会が発行 一案:表彰制度との組み合わせ
景観 (調書2) No. 12 解説 p59	【太陽光パネルについて】 ・景観の項目を守れなかった場合、つけない場合より不利になる。	・ラベリング運用方法で詳細検討。 ・一律ではなく、対象項目数を分母にするなどの検討が必要。
景観 (調書2) No. 18-3 解説 p66	【樹種について】 ・18-3 せせらぎと同じ樹種…は、項目として必要か。また、18-4 のとも整理する。	・考え方を解説に記述追加する。
その他		
低炭素 (調書1) No. 11 解説 p40	【エネルギー消費量の同意】 ・同意が得られない場合はどうするのか？ →現在は、「エネルギー事業者がゾーン毎の消費エネルギーのとりまとめを行い、市にそのまとめたものを個人等特定できない形で報告をもらうことを想定しており、そのことに対する承諾としての意味合いの同意である」という説明を行っている。 →その同意も得られないということは、その部分を取り除いた形でゾーン毎の消費エネルギーをとりまとめるのか。	・今後モニタリングに関する協議を行っていく中で、考えを精査する。